

「文の京」の区民憲章についての区民会議の提案に関する意見・要望と最終的なまとめに向けた検討の方向性

| 発言者 | あらし | 本資料での扱い |
|-----------|-----------------|-------------------------------------|
| 0101～0926 | 地域説明会での区民意見 | 地域説明会での発言。事務局職員が要旨をメモしたもの。 |
| 2001～2025 | はがきでの区民意見 | 5月7日までに事務局に寄せられた意見。 |
| 3001 | 電話での区民意見 | 5月7日までに事務局に寄せられた意見。事務局職員が要旨をメモしたもの。 |
| 4001～4004 | ファックス・メールでの区民意見 | 5月7日までに事務局に寄せられた意見。 |
| 5001～5132 | 各団体説明での区民意見 | 5月7日までに各部から寄せられた意見。 |

注)【*】は、その他の意見に全文を掲載したものの内、中間のまとめの項目に関連した部分だけを抜き出して掲載したもの。

| 中間のまとめ | 発言 | 意見・要望、等 | 最終まとめに向けた検討の方向性【案】 |
|--|--|--|---|
| 前文 | | | |
| <p>私たちのまち文京区は、歴史的文化的遺産に恵まれた緑豊かな地域です。私たちは、文化の香り高いまち文京区を誇りとしています。しかし近年、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化し続けており、積極的に行動を起こすことで、可能性に富んだこの地を、新たな洗練と成熟の段階へとさらに発展させていかなければなりません。</p> <p>現代の高度に都市化され価値観の多様化した成熟社会で、良好な環境を維持しながら、真に文化的に幸福に暮らすためには、区民一人ひとりが自律した存在として尊重されるとともに、「自分たちのまち」という意識を持ち、守るべきもの、育むべきものを見極め、自己決定・自己責任のもとで行動することを大切にしながら、男女が平等に参画し、合意を形成し、協力し合うことが必要となっています。</p> <p>また、複雑化した公共的な課題に対しては、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の社会資源を有効に活用しながら、解決を図ることが求められています。</p> <p>そして、私たちのまち「文京区」でも、こうした仕組みにより公共的な課題の解決を図ることが必要です。</p> <p>そこで、このような文京区内の多様な主体が公共的な課題の解決を図ることにより地域を治めていくというガバナンスの考え方を「協働・協治」と呼び、「文の京」文京区の自治の理念として掲げます。</p> <p>私たちは、このような協働・協治の社会の創造のための理念や基本的なしくみを明らかにし、真に潤い・安らぎ・豊かさを実感できるまち文京区の実現のために、文京区の最高規範として、この条例を定めます。</p> | <p>0816</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「協働・協治」の実現が目的のように書かれているような気がする。「協働・協治」は手段であって目的ではないと思う。この区民憲章前文から文京区の目指す目的がはっきり分らない。「守るべきもの・育むべきものを見極め」となっているが、それが具体的にどの様なものなのか、何なのか分らないのに「協働・協治」をしるというのはおかしい。公共の課題について区民と地域活動団体、公益法人、区、事業者が平等ということだが、区の主役は区民であって、その区民と事業者などのその他の主体が平等であるわけがないと思う。 <p>2016</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<全文> 「ガバナンスの考え方を・・・」 なじまない横文字をやめて誰でもわかる日本語にして！ 「文京区の最高規範として・・・」 この条令を文京区の最高規範として定めます。にしては？ <p>2020</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「文の京」も区民憲章についての区民会議の提案を素として提案します（下記のとおりに） 相対的にはよくできていますが、一部の文章に抽象的でなく具体的に表現意思の表明をしてもらいたいと思います。 イ) P - 6 上から5行目 「これからも大事にしていきたいと思ひます。」ではなくて「大事にして保全保護に努める。」と具体的に、或いは・・・努めるため樹木保護条例などの考え方を明記する。 <p>2022</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冒頭に掲げる真に潤い、安らぎ、豊かさを実感できる文京区実現のために区民、諸団体が助け合いながらやって行こうと言う誠立派な考え方、指針である。道義が地に落ちた現代社会なるが故に考えられた憲章とも言える。人が動けば必ず金銭も動くので不祥事が起き易い。依ってこの辺の考え方、取り扱い、義務、責任等も言及さるべきでないだろうか。 | <p>【方向性】 わかりやすい言葉を使用する。特に、横文字や日常的に使用しない言葉はなるべく使用しない。 最高規範の規定は、7-4-4 で規定してあり、重複しているので整理が必要。 「健康な人だけを対象としているのではないか」「障害者憲章などの策定を望む」という声もあり、「男女平等」だけでなく、「個人の尊厳の尊重」に配慮した全文とする。</p> <p>【例示】 私たちのまち文京は、歴史的文化的遺産に恵まれた緑豊かな地域です。私たちは、文化の香り高いまち文京区を誇りとし、将来に向かって可能性に富んだこの地を、新たな洗練と成熟の段階へとさらに発展させたいと願っています。</p> <p>私たちが、良好な環境を維持しながら、真に文化的でしあわせに暮らすためにはこの地で、学び、活動し、生活するすべての人々が自律した存在として尊重されなければなりません。私たちは、守るべきもの、育むべきものを見極め、自己決定・自己責任のもとで行動することを大切にしながら、互いに合意を形成し、協力し合うことが必要と考えます。</p> <p>私たちは、このような考え方を、ともに活動し、ともに地域の課題を解決するという意味で、「協働・協治」と呼び、「文の京」文京区の自治の基本的仕組みとして位置づけます。</p> <p>私たちは、この条例を定めて、具体的にこの仕組みを明らかにすることで、真に潤い・安らぎ・豊かさを実感できるまちを実現する基礎とします。</p> | |
| 第1章 総則 | | | |
| <p>【1-1 目的】【第1案】 この条例は、文京区の自治の理念としての協働・協治の考え方を明らかにし、各主体の権利と責務、さらにそれらを有効に機能させるためのしくみを規定することにより、それぞれの果たすべき役割の自覚を促し、公共的な課題を各主体の参画と協働により解決するという新しい協働社会の実現を図</p> | | | <p>【方向性】 わかりやすい言葉を使用する。特に、横文字や日常的に使用しない言葉はなるべく使用しない。 「協働・協治」は目的の部分のみで使用し、その他の部分では、その条文の内容に沿って「豊かな社会の創造」「地域社会を担う主体として」など、わかりやすい言葉に変えるか方向で検討する。</p> |

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>り、真に文化的で幸福を実感できる、持続可能な地域社会を実現することを目的として定めます。</p> <p>〔1-1 目的〕【第2案】</p> <p>この条例は、文京区における自治の理念としての協働・協治の考え方を明らかにするとともに、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区の協働により、協働・協治の社会を創造するための基本的事項を定め、真に潤い・安らぎ・豊かさを実感できる地域社会の実現を図ることを目的として定めます。</p> | | | <p>【例示】</p> <p>〔1-1 目的〕</p> <p>この条例は、文京区における自治の基本理念および具体的な仕組みを定めるとともに、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者の権利と役割ならびに区の責務を明らかにし、協働・協治の具体的な仕組みを定め、真に潤い・安らぎ・豊かさを実感できる地域社会の実現を図ることを目的として定めます。</p> |
| <p>〔1-2 定義〕</p> <p>【各主体】</p> <p>区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区をいいます。</p> <p>【区民】</p> <p>区内に住む人、働く人、学ぶ人をいいます。</p> <p>【地域活動団体】</p> <p>地域の課題の解決や地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された町内会、地縁による団体などで、協働・協治の担い手になりうるものをいいます。</p> <p>【非営利活動団体】</p> <p>社会的な課題に関して、自主的に自らの持つ専門性と創造性を活かした活動に取り組む特定非営利活動法人などの民間の非営利団体、市民団体などで、協働・協治の担い手になりうるものをいいます。</p> <p>【事業者】</p> <p>区民、地域活動団体、非営利活動団体以外で、区内において、事業活動を行うものをいいます。</p> <p>【区】</p> <p>区議会及び執行機関により構成される自治体政府のことをいいます。</p> <p>【協働・協治】</p> <p>公共的な課題に対しては、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の社会資源を有効に活用しながら解決を図る社会のあり方を意味する、ガバナンスという言葉で表される考え方をいいます。</p> <p>【社会資源】</p> <p>情報、人材、場所、資金、知恵、技術等の区民活動を推進するために必要な資源をいいます。</p> | <p>0212</p> <p>0306</p> <p>0503</p> <p>0820</p> <p>2004</p> <p>2017</p> | <p>・基本構想には「事業者」という言葉がないが、「区民憲章」には色濃くある。文京区内の業者がこの「区民憲章」の対象となるのか。</p> <p>・「公共的活動」・「公共的課題」の定義は何か。憲章の中に定義しているか。</p> <p>・事業者とはどんな人か？</p> <p>・「協治」の概念をはっきりしてもらわなければ、納得できない。</p> <p>・協働・協治の定義を、条文の中できちんと表現すること。(新しい言葉をしようするため)</p> <p>・ここで言う非営利団体とは何ですか。理解に苦しみます。厳密な意味でのNPOなのですか。疑問を感じます。</p> | <p>【方向性】</p> <p>主体という言葉がわかりにくいことから、具体的に理解しやすい用語を使用する。</p> <p>協働・協治の考え方を一方的に押し付けられるという印象が強くないように配慮する。</p> <p>事業者の区民の位置づけが言葉からは不明確な印象を受ける。事業者について定義では広く位置づける方向で検討する。</p> <p>「公共的な課題」「公共的な問題」「公共的なサービス」などの概念が不明確なため、わかりやすい言葉に変える方向で検討する。</p> <p>【例示】</p> <p>「区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者」を「区民等」とする。これまで「各主体」としてきた部分を「区民等および区」とする。地域活動団体、は「地域の課題の解決や地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された町内会、地縁による団体などをいいます。」とする。</p> <p>非営利活動団体は、「社会的な課題に関して、自主的に自らの持つ専門性と創造性を活かした活動に取り組む特定非営利活動法人などの民間の非営利団体、市民団体などをいいます。」とする。</p> <p>「事業者」は、「区内において、事業活動を行うものをいいます。」とする。</p> <p>たとえば「まちづくりの課題」「地域社会の課題」などが考えられる。「協働・協治」を「地域社会の課題に対しては、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が相互に理解を深め、それぞれの果たすべき責任と役割を分担し、協力し合いながら共に解決を図ること。」とする。</p> |
| <p>第2章 基本理念</p> | | | |
| <p>第1節 協働・協治の社会の創造</p> | | | |
| <p>〔2-1-1 協働・協治〕</p> <p>各主体は、協働・協治の考え方にに基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき責任と役割を分担し、助けあいながら公共的な課題の解決をともに図ります。</p> | <p>0109</p> <p>0203</p> | <p>・各主体のなかに区民や非営利団体、NPO等が規定されているが、行政と事業者以外はしっかりした財政的裏づけがありません。区民ニーズに応えるにはお金がかかり、結果として参加することができないといったことがあるのではないかと。それについて区は財政的に支援は難しく、また営利企業も他の主体として同列に扱われていて、利潤の追及についても言及するとかかれており、結果として行政が様々な分野で手を引き、その代わりに参入してきたのは営利企業であったということになるのではないかと危惧している。</p> <p>・区の憲法と言うのであれば、区民が主人公であるという憲法や地方自治法の考えが冒頭にもっとあるべきではないか。</p> <p>また、これは、文京区の基本構想とどのように関わるのか。何故、改めて理念を作り直すのか。基本構想の「おわりに」は、事業者が担えなどとは書いて</p> | <p>【方向性】</p> <p>自治の基本理念をより明確に示すべき。</p> <p>区としての責任が明確になるように表現を工夫するよう検討する。</p> <p>【例示】</p> <p>第1節 基本理念</p> <p>〔2-1-1 個人の尊厳と品格ある地域社会〕</p> <p>区民等および区は、区民一人一人が人格的に自立した存在として尊重され、新たな洗練と成熟の都市自治体を協働・協治により創りあげていくことを目指します。</p> <p>〔2-1-2 協働・協治〕</p> |

| | | | |
|------|---|------------|---|
| | | ていないではないか。 | 区民等および区は、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき責任と役割を分担し、助けあいながら地域社会の解決をともに図ります。 |
| 0205 | ・基本構想の冒頭に、人権の保障などが書いてある。区民憲章の冒頭にも載せるべきである。基本構想と区民憲章はどのような関係になるのか。 | | |
| 0209 | ・区民憲章は文京区の自治の理念、あり方、考え方の基本をまとめていくということと理解している。この中では、まったく触れられていないが、「弱者救済」という視点を忘れてはならない。結局「発言と行動に責任を持つ」ということに帰着するようだが、「健康な人」を前提としていないか懸念される。 | | |
| 0210 | ・基本構想をも包含する区民憲章であれば、基本構想を貫く4つの理念が入っていないのはおかしいのではないか。それがなければ「憲法」にならないのではないか。 | | |
| 0211 | ・基本構想の理念が、同じように区民憲章に反映されているとは読み取れないので、同じように載せるべきことを意見として申し上げたい。 | | |
| 0504 | ・「ガバナンス」を使って「ガバメント」からの変化を表していると思われるが、自治体は企業と違い強制的に税金を徴収する。こ税金を徴収した責任というものはっきりしてほしい。NPOなどを利用してアウト・ソーシングを進めようとしているが、丸投げの責任転嫁になるのではないか？アウト・ソーシングについてどのように考えているのか？公的責任をどう考えているのか？ | | |
| 0602 | ・この「治める」という言葉と、自己決定・自己責任の原則や情報の共有等がどういう関係になるのか問題があると思う。【*】 | | |
| 0808 | ・憲法で基本的人権が保障されているにもかかわらず、ハンセン病対策などといった国の施策によって被害を被っている事例がある。いうなれば、政府による「統治」でさえ、この様な事例があるのだから、「協治」になればなおさらその危険は増すのではないか | | |
| 2002 | ・区民憲章提案の基本理念として協働、協治の社会の創造、と基本理念を掲げています。基本理念というより、地方自治体の住民サービスの有り方を定めたもので、基本理念とはほど遠いものです。基本理念という限り、文京区の将来像が示され、文京区の戦略（選択と集中）が基本原則に示されて居なければなりません。この意味で真の基本理念が欠落しています。基本理念とするのは反対です。 | | |
| 2011 | ・ 憲章の基本的考え方について (1)「協働・協治」の強調は行政の責任回避となる危険性がある。〔憲章が憲法としての意味を持つとすれば、それは権力制限的性格を持つと同時に政府の責任を明らかにするものであるべきだ〕 (2)NPOなどの団体を「協働」の主体として重視しているが、団体によって代表されない個人の位置づけが不明確である。〔とくに団体が強いものの意見を代表することになりやすいのを防ぐ方策が必要〕 | | |
| 2017 | ・各主体とは、区民を言うのか。明確さを欠き基本となる考え方においては、区は最も身近な政府として・・・支援方を適宜適切(?)に実行すると述べられており、矛盾を感じます。 | | |
| 4003 | ・ 今回、区民会議の提案を拝見しましたが、この内容を簡単に言えば区民等が皆で参画し、協働、協治の社会を創ろう、ということだと思われます。「区民憲章」と銘打つからには、「文京区が目指す社会の理想像は、このようなものだ」というような具体的な提案が欲しいところです。貴案のように「皆で創ろう」だけでは「仏作って魂入れず」ではないでしょうか？今後理想像が変わることは十分予想されますが、それはその時に変えればよいことです。兎に角最初からこれを提示せず皆で考えて決めて下さいと言わんばかりの憲章は如何かと思われます。 | | |
| 4004 | ・協働・協治という単語、工夫した造語でしょうが、裏返して考えると区の姿勢がはっきりしていないと受け止められかねないかと危惧します。【*】 | | |

| 第2節 基本原則 | | | |
|--|--|--|---|
| 〔2-2-1 情報共有の原則〕 各主体は、協働・協治の社会の創造のため、個人情報の保護に配慮しつつ、それぞれが保有する公共的な活動に関する情報を共有化することを基本とします。 | 0301 0302 0303 0816 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念の「情報共有」の前に「区の説明責任」を盛り込むべきではなかったのか。 ・「協働・協治」におけるその他の主体の説明責任についてはどうなるのか？ ・区の説明責任をはじめに出さず、「情報の共有」を基本原則としてはじめに規定すると抽象的で、理解するのに時間がかかるのではない。抽象的だと解釈の幅がでてしまうのではないか。 ・情報公開・情報の共有のところであるが、情報の開示についても義務があるわけですね。例えば、町会が区報を配っている場合、公的なことに関わっていることになって情報公開する必要があるのか？区民が公共の課題について参加したら区民も情報公開の責任があるのか？どの範囲まで情報公開の責任があるのか？ | <p>【方向性】 わかりやすい言葉を使用する。特に、横文字や日常的に使用しない言葉はなるべく使用しない。 区としての責任が明確になるように表現を工夫すべき。</p> <p>【例示】 第2節 協働・協治の創造 〔2-2-1 情報共有の原則〕 区民等および区は、協働・協治の社会の創造のため、個人情報の保護に配慮しつつ、それぞれが保有する地域社会に貢献する活動および区が行う活動に関する情報を共有化することを基本とします。</p> |
| 〔2-2-2 自己決定・自己責任の原則〕 各主体は、自ら決定し、自らの責任において活動することを基本とします。 | 0702 0703 0806 0807 2017 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2章の第2節に「自己責任」についての記述があるが、この「自己責任」は具体的にどのようなものなのかが示されていない。イラクの人質事件の関係で大分、「自己責任」について論じられてきているが、それと同じレベルのものなのかどうか。区民憲章における「自己責任」について、例えば、区民会議などに参加して新しい計画などを作ることに参加する自己責任とつじ祭りなどの個別具体的な事柄に参加するときの自己責任は自ずと違ってくるとおもうがそのところはどうか？ ・「要綱などを見る機会がない。図書館や行政情報センターに要綱などをおいていつでも見られるようにしてほしい」との区政モニターの希望に対して、「検討する」ということであった。要綱等で個別具体的な手続きを規定するというのであれば、要綱についても区民が事前に入手できるようにし、自己決定の参考になるようにしなければならないのではないかと。多くの区民はその様な要綱等があることをほとんど知らないと思う。その様な状況の中で、区民憲章の「自己決定」が一人歩きする危険があると思う。 ・ハンセン病等の例にあるように現実的には偏見があるのを踏まえたうえで、2-2-2（自己決定・自己責任）条文が抽象的であるので、説明をしてほしい。 ・自己決定の結果参画しその結果、いわれなき差別が行われる可能性があると思うがそのところをどう考えるのか？ ・自己決定・自己責任の原則が基本と述べられているが、自立した行動が難しいと考えられているので、区が主体となって各主体を配慮の行き届いた支援を実行する云々とは述べられており意図が不明であると思われる。 | <p>【方向性】 「区」は、区民ニーズに基づきさまざまな施策を決定、実施することを基本としています。そのため、自己決定や自己責任の原則は区を除いたその他の団体が対象となる事項として整理することを検討すべき。 の視点から、区が行う事項について検討すべき。</p> <p>【例示】 〔2-2-2 自己決定・自己責任の原則〕 区民等は、自ら決定し、自らの責任において活動することを基本とします。 区は、区民等の活動が可能となるよう、公平公正な立場で積極的な支援を行います。</p> |
| 〔2-2-3 対等な立場の尊重〕 各主体は、協働・協治の社会の創造にあたり、対等な立場に立ち、相互理解と信頼関係を築いて公共的な活動を担います。 | | | <p>【方向性】 わかりやすい言葉を使用する方向で検討する。</p> <p>【例示】 〔2-2-3 対等な立場の尊重〕 区民等および区は、豊かな地域社会を創造するために、対等な立場に立ち、相互理解と信頼関係を築いて活動します。</p> |
| 〔2-2-4 参画と協力〕 各主体は、公共的な課題の解決を図るための活動に積極的に参画するとともに、自主的に調整し、協力しあい、連携を図ります。 | 0817 2017 | <ul style="list-style-type: none"> ・「区民が参加させられるのではないかと」との発言をしたが、これには、非営利活動団体の活動ということもあるが、それ以外に、「企業の活動に参加させられるのではないかと」ということもある。企業が非営利活動団体のようなものを作って活動を行うということもある。企業戦略でその様な活動を行っているところに区が民間に委託等を行い、そこに住民が参加させられる。その様なことが懸念される。「住民参加」とはあくまで、住民が主人公で、自然な形で参加できる様になるべきだと思う。 ・参画と協力は美辞麗句の羅列であり、参画できないのが現実であると述べているように思われる。 | <p>【方向性】 わかりやすい言葉を使用する方向で検討する。</p> <p>【例示】 〔2-2-4 参画と協力〕 区民等および区は、公共的な課題の解決を図るための活動に積極的に参画するとともに、自主的に調整し、協力しあい、連携を図ります。</p> |
| 第3章 区民等の権利、責務 | | | |
| | 2004 | <ul style="list-style-type: none"> ・区民等の権利・責務の項で、各団体について、権利を、責務と記入している | <p>【方向性】</p> |

| | | | |
|---|--------------------------------------|---|--|
| | 5084 | <p>が、いたずらに条文数の増加となってしまう。団体等を主語として、一つにまとめた条文とすべきである。(主体をまとめること)</p> <p>・区民に、何かしらの義務が生じるのか。</p> | <p>権利については区民で代表してまとめられるものを整理し、責務は別に規定する。</p> <p>わかりやすい言葉を使用する方向で検討する。</p> <p>言葉の重複がなるべく少なくなる方向で検討する。</p> |
| 第1節 区民の権利、責務 | | | |
| <p>〔3-1-1 区民の権利〕</p> <p>区民は、協働・協治の社会を創造する主体として尊重されるとともに、協働・協治の社会の創造に参画する権利を有します。</p> <p>区民は、公共的な活動に関する情報を知る権利を有します。未成年の区民は、協働・協治の社会の担い手として、それぞれの役割に応じた参画の権利を有します。</p> | 0406 0701 0804 2015 2016 | <p>・地方自治の主体は区民であるはずであるのに、区民の権利・義務が事業者の権利・義務と同等に扱われている。バランスがおかしいのではないか？</p> <p>・「区民の権利・責務」については、日本国憲法の中にも個別具体的に書いてあることから言っても、もう少し個別具体的に明記してもらいたい。「抽象的な表現ではなくもっと具体的な表現にしたほうがいいのではないか」という議論が区民会議ではなかったのか？</p> <p>・住民参加によって様々な団体が参加してくるわけだが、あくまで住民が主役で、他の団体の活動に住民が引っ張り出されるようなことがないようにはっきり規定する必要があるのではないか。【*】</p> <p>・特に意見はないが、例えば、3-(1)- のようなところで“参画する権利を有する”という表現で具体性に欠ける。区民の行政への参画は住民自治の基本であるから具体的な例などが必要だろう。</p> <p>・(3)の短い文章の中に「協働協治の社会」が5ヶ所も出てくる。もっと平易にできないか。</p> <p><案> (区民の権利)の4行目は「それに参画する権利を」にかえてすっきりさせる。細かい意見で恐縮ですが、できるだけすっきりとわかり易くした方がいいと思います。</p> | <p>【例示】</p> <p>〔3-1-1 区民の権利〕</p> <p>区民は、個人として尊重されるとともに、地域社会に貢献する活動および区が行う活動に参画する権利を有します。</p> <p>区民は、これらの活動に関する情報を知る権利を有します。</p> <p>未成年の区民は、地域社会の担い手として、それぞれの役割に応じた参画の権利を有します。</p> |
| <p>〔3-1-2 区民の責務〕</p> <p>区民は、他の主体の自主的・自律的な活動を尊重します。</p> <p>区民は、協働・協治の社会を創造する主体として、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。</p> <p>区民は、協働・協治の社会を創造する活動に、自主的な判断により参画します。</p> | 0805 0815 2016 | <p>・「自主的な判断により参画していく」との規定により、「参加しないことについて社会的差別を受けない」という認識でいいのか？</p> <p>・「自主的な判断で参加します」となっていますが、ニセコなどは「参加しないことによって差別を受けることはない」と明記しているようですが、諸事情によって協働・協治」に参加できない場合もあると思うが、「参加しないことは良くないことだ」と受け取られてしまうような状況になるのではないか。区民会議の議論の中で、あえて「不利益を被ることはない」との表現を入れなかったということでしたが、「参加しない自由」についても盛り込む必要はあるのではないか？</p> <p>・(3)の短い文章の中に「協働協治の社会」が5ヶ所も出てくる。もっと平易にできないか。</p> <p><案> (区民の責務)の3行目のみ「協働・協治の社会」を生かす。細かい意見で恐縮ですが、できるだけすっきりとわかり易くした方がいいと思います。</p> | <p>【例示】</p> <p>〔3-1-2 区民の責務〕</p> <p>区民は、他の区民等の自主的・自律的な活動を尊重します。</p> <p>区民は、地域社会の担い手として、自主的・自律的に活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。</p> <p>区民は、他の区民等の行う活動に、自主的な判断により参画するものとします。</p> |
| 第2節 地域活動団体の権利、責務 | | | |
| <p>〔3-2-1 地域活動団体の権利〕</p> <p>地域活動団体は、協働・協治の社会を創造する主体として尊重されるとともに、協働・協治の社会の創造に参画する権利を有します。</p> <p>地域活動団体は、公共的な活動に関する情報を知る権利を有します。</p> <p>地域活動団体は、協働・協治の社会を創造する主体として、地域の課題の解決や住民相互の連携を図る活動を行います。</p> | 5011 | <p>・町会の活動にも携わっており、活発に活動を行っている。区民憲章で「地域活動団体」についての規定を行うのは、余計なお世話だと感じる。区にここまで言われたくない。</p> | <p>【例示】</p> <p>〔3-2-1 地域活動団体の権利〕</p> <p>地域活動団体は、地域社会を構成する一員として尊重されるとともに、地域社会に貢献する活動および区が行う活動に参画する権利を有します。</p> <p>地域活動団体は、これらの活動に関する情報を知る権利を有します。</p> <p>地域活動団体は、地域社会を構成する一員として、地域の課題の解決や住民相互の連携を図る活動を行います。</p> |
| <p>〔3-2-2 地域活動団体の責務〕</p> <p>地域活動団体は、他の主体の自主的・自律的な活動を尊重します。</p> | | | <p>【例示】</p> <p>〔3-2-2 地域活動団体の責務〕</p> <p>地域活動団体は、他区民等の自主的・自律的な活動を尊重します。</p> |

| | | | |
|---|---------------------------------|--|---|
| 地域活動団体は、協働・協治の考え方にに基づき、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。 地域活動団体は、協働・協治の社会を創造する主体であり、地域活動の重要性を認識し、地域の課題の解決や地域住民の連携を図るため自主的・自律的にふれあいと活気のある地域づくりに取り組みます。 | | | 地域活動団体は、地域社会の担い手として、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。地域活動団体は、地域活動の重要性を認識し、地域の課題の解決や地域住民の連携を図るため自主的・自律的にふれあいと活気のある地域づくりに取り組みます。 |
| 第3節 非営利活動団体の権利、責務 | | | |
| 〔3-3-1 非営利活動団体の権利〕 非営利活動団体は、協働・協治の社会を創造する主体として尊重されるとともに、協働・協治の社会の創造に参画する権利を有します。 非営利活動団体は、公共的な活動に関する情報を知る権利を有します。 非営利活動団体は、協働・協治の社会を創造する主体として、自らの使命に根ざした活動を行うことで、公共的な課題の解決を図ることに取り組む権利を有します。 | 2016 | ・(3)の短い文章の中に「協働協治の社会」が5ヶ所も出てくる。もっと平易にできないか。 <案> ・豊かな社会を創造する主体として・・・(2行目) ・お互いが助け合う社会の担い手として・・・(8行目) 細かい意見で恐縮ですが、できるだけすっきりとわかり易くした方がいいと思います。 | 【例示】 非営利活動団体は、地域社会を構成する一員として尊重されるとともに、地域社会に貢献する活動および区が行う活動に参画する権利を有します。 非営利活動団体は、これらの活動に関する情報を知る権利を有します。 非営利活動団体は、協働・協治の社会を創造する主体として、自らの使命に根ざした活動を行うことで、公共的な課題の解決を図ることに取り組む権利を有します。 |
| 2025 | ・非営利活動団体でも、公共事業の従来への質の確保が可能なのか。 | | |
| 〔3-3-2 非営利活動団体の責務〕 非営利活動団体は、他の主体の自主的・自律的な活動を尊重します。 非営利活動団体は、協働・協治の考え方にに基づき、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。 非営利活動団体は、協働・協治の社会を創造する主体であることの重要性を認識し、自主的・自律的に自らの持つ専門性と創造性を活かした活動に取り組みます。 | | | 【例示】 〔3-3-2 非営利活動団体の責務〕 非営利活動団体は、他の主体の自主的・自律的な活動を尊重します。 非営利活動団体は、協働・協治の考え方にに基づき、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。 非営利活動団体は、地域社会を担う一員であることの重要性を認識し、自主的・自律的に自らの持つ専門性と創造性を活かした活動に取り組みます。 |
| 第4節 事業者の権利、責務 | | | |
| 〔3-4-1 事業者の権利〕 事業者は、協働・協治の社会を創造する主体として尊重されるとともに、協働・協治の社会の創造に参画する権利を有します。 事業者は、公共的な活動に関する情報を知る権利を有します。 | 0213 | ・次に、民間企業は利益が上がらないと参入しない。事業の受託は利益が前提であり、区がサービスの内容に縛りを掛ければ、利用料金の値上げに反映されるのではないか。 | 【例示】 〔3-4-1 事業者の権利〕 事業者は、地域社会を構成する一員として尊重されるとともに、地域社会に貢献する活動および区が行う活動に参画する権利を有します。 事業者は、これらの活動に関する情報を知る権利を有します。 |
| | 0402 | ・事業者の権利をこの憲章で認めるべきではない。へたをすると汚職の温床になる。結果的に、区民は高いものを買わされることになってしまう。 | |
| | 0407 | ・事業者は利潤を見込んで事業を行っているのであり、事業者の権利を憲章に入れることはおかしい。 | |
| | 0408 | ・公共サービスを事業者が行うことは商法上問題があるのではないか？また現実的には公共事業は事業者にとって旨みのあるものになっているのではないか？だから事業者ははずすべき。まだ区民が行っている事業者に委託するのであれば地域の活性化につながるので多少理解はできるが、区民以外の事業者に委託することは問題がある。 | |
| | 0410 | ・事業者の権利・責務について何処まで情報公開するのか。受けた仕事の範囲ということでもいいのか。【*】 | |
| | 0804 | ・参加主体には民間事業者等も含まれるわけだが、それらの団体との財政的なかわりについてどのようになるのか？【*】 | |
| | 2025 | ・事業者の権利の中での情報を知る権利は、個人情報保護との関連で問題ないか。 | |
| | 4004 | ・『事業者』との協働、協治とは行政と事業者の結託、癒着を連想させる言葉ですから、是非避けるべきだと思います。区は区民との協力はありますが、『事業者』に対しては、なるべく安く、なるべくよい仕事をとる姿勢を示すのは区の事業運営として当然のことです。【*】 | |
| 〔3-4-2 事業者の責務〕 事業者は、協働・協治の社会を創造する主体であり、協働・ | 0403 | ・事業者の社会的責任については、個別の条令を作って規制すればいい。 | 〔3-4-2 事業者の責務〕 |
| | 4004 | ・事業者の権利とは何でしょう。企業経営をする事業者の権利を文京区が憲章 | 事業者は、地域社会を担う一員であり、豊かな地域社会の創造に関する |

| | | | |
|--|------|---|--|
| 協治の社会の創造に関する理解を深め、地域での他の主体との対話・協働に努めます。 事業者は、その社会的責任に基づいて事業活動を推進する責務を有します。 | | で保護・保証する必要がありますか。 区民の権利はあっても事業者の権利に言及する必要は無く、この条項は削除するべきです。【*】 | る理解を深め、地域での他の主体との対話・協働に努めます。 事業者は、その社会的責任に基づいて事業活動を推進する責務を有します。 |
| 第4章 区の責務 | | | |
| 〔4-1 自治体政府としての基本的役割〕 区は、自治体政府として、「地方自治の本旨」に基づいて、住民の福祉の増進に向けて、必要な施策を実施し、最少の経費で最大の効果を発揮します。 区を構成する議事機関としての議会と、区長、区長の補助機関及び行政委員会などの執行機関は、それぞれの責務を果たすことを通して、共通の目標である「地方自治の本旨」の実現を図ります。 | 0213 | ・公共的な事業について、区が一步ひいて多様な主体に任せていくということだが、区の直営でなく、営利企業が参入してきてサービスの質が低下したとき、区がどのように責任を持つのか。「保証役」、「調整役」ということで明確な責任が謳われていない。 | 【方向性】 第6章との整合性を検討すべき。 【例示】 〔4-1 自治体政府としての基本的役割〕 区は、自治体政府として、「地方自治の本旨」に基づいて、住民の福祉の増進に向けて、必要な施策を実施し、最少の経費で最大の効果を発揮します。 区を構成する議事機関としての議会と、区長、区長の補助機関及び行政委員会などの執行機関は、それぞれの責務を果たすことを通して、共通の目標である「地方自治の本旨」の実現を図ります。 区は、持続可能で健全な行財政運営を図ります。(6-1からの移動) |
| | 0809 | ・現在、憲法や地方自治法を実行することが求められているにもかかわらず、4-2の保証役としての役割の中に「場合によっては自治体政府自らが公共サービスを維持する部分や強化する部分があると考えられます」という表記がある時点で、本来的な自治体の役割、責務を果たそうとしているという姿勢が欠落しているのではないか。この憲章の中身は区政の方向を決める重要なものと認識しているが、耳慣れない言葉を使うのは内容を正しく理解するうえで好ましくないとされる。個人参加については「言動等に責任を持ちます」と明記してあるにもかかわらず、区の責務については「責任を果たします」との明記がない。区政が自治体として果たすべき役割を個人や団体に肩代わりさせ、行政責任を放棄しているということで問題があると思われる。 | |
| | 2020 | ・「文の京」も区民憲章についての区民会議の提案を素として提案します(下記のとおり)。 相対的にはよくできていますが、一部の文章に抽象的でなく具体的に表現意思の表明をしてもらいたいと思います。 | |
| | 2005 | 口) 最少の経費としていますが『最少の経費』であることを『区民憲章のなかで確認するとともに』という文章にしたらどうですか? 八) 文京区の職員の給料は都内で最も高いと言う評もあります。これを払拭するためにも大切なことです。 ・区の責任は“保証役”、“調整役”では責任の明確化がうすまってしまっているのではないか。 | |
| 〔4-2 保証役としての役割〕 区は、自ら公共的サービスの提供という役割を担うだけでなく、他の主体により公共的サービスの提供が適正に行われることを保証するよう努めます。 | 0602 | ・区の役割の「保証役」は努力目標になっている。大切なところが何故、努力目標になっているのか。【*】 | 【検討の方向性】 具体的な活動はどのようなものがあるか。 条例として規定した場合、実効性はどうか。 (未検討) 〔4-2 保証役としての役割〕 区は、自ら公共的サービスの提供という役割を担うだけでなく、他の主体により公共的サービスの提供が適正に行われることを保証するよう努めます。 |
| | 2011 | ・区の「保証役としての役割」が果たされているかどうか点検するために区民の参加する第三者機関が必要である。〔区議会の監査委員制度のほか常時行政がその責務を果たしているか否かを点検するため、公選によるオンブズマンなど〕 | |
| 〔4-3 調整者としての役割〕 区は、必要に応じて、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者の間の調整・調停を行う役割を担います。 | 0212 | ・例えば、介護保険受託業者と区民とのトラブルについて、区がどのような責任を果たすのか。あくまで「調整者」なのか。それが「憲法」なのか。 | 【例示】 〔4-3 調整者としての役割〕 区は、必要に応じて、区民等の間の調整・調停を行う役割を担います。 |
| 〔4-4 地域の担い手の育成支援〕 区は、他の主体の自主性や自律性を尊重しつつ、地域社会に関心を持ち、公共的な課題の解決に参画する人々や団体の育成を支援します。 | | | 【例示】 〔4-4 地域の担い手の活動支援〕 区は、区民等の自主性や自律性を尊重しつつ、文京区という地域社会に関心を持ち、地域の課題の解決に参画する人々や団体の活動を支援します。 |
| 第5章 | | | |
| 第6章 | | | |
| 〔6-1 執行機関の責務〕 | 0203 | ・区の任務・役割は、最少の経費で最大の効果を発揮する視点から、各主体に | 【方向性】 |

| | | | |
|---|---|--|---|
| <p>区長、区長の補助機関及び行政委員会などの執行機関は、協働・協治の社会の創造のために、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行に当たります。</p> <p>執行機関は、持続可能で健全な行財政運営を図ります。</p> <p>執行機関は、区民ニーズの把握に努め、各部署が情報を共有し、連携協力して、適正かつ迅速に公共的サービスを提供します。</p> | <p>0204</p> <p>0801</p> <p>0910</p> <p>2017</p> | <p>公共的な課題を担わせ、調整役を果たし、団体の育成支援することを区の役割だといっている。区の責任を極度に薄めて回避している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本構想には、区が実施するものを書いてある。そのことと、「中間のまとめ」の「区の責務」の内容はイコールではないのではないか。 本来自治体が果たすべき役割を明確にしていないうし、「協働」ということばで自らの役割を軽視しているのではないかとと思うが、どのように考えているのか？【*】 執行機関の責務を3つに分けているが、イメージとして区と区長・職員は一体と思われるがなぜ3つに分けたのか？非常勤や監査委員なども入っているということか？ 一般論として、執行機関はpublic servantに徹すべきと言う思想が明確にされていない様に思われ、残念です。 | <p>文京区には、次の執行機関があります。「長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員」があり、これらを主語にしたときに内容の整合性が図れるか検討する必要があります。</p> <p>「持続可能で健全な行財政運営を図る」のは区の役割ではないか検討します。区の責務に規定してはどうか。</p> <p>「区民ニーズの把握に努め、各部署が情報を共有し、連携協力して、適正かつ迅速に公共的サービスを提供する」のは区長の役割ではないか。区長が職員に行わせるという規定にしてはどうか。又は、執行機関から、選挙管理委員会・監査委員を除いた言葉を当てはめてはどうか。</p> <p>【例示】</p> <p>〔6-1 執行機関の責務〕</p> <p>執行機関は、協働・協治の社会の創造のために、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければなりません。</p> |
| <p>〔6-2 区長の責務〕</p> <p>区長は、区民の信託に応え、文京区の代表者として協働・協治の社会の創造のために、公正かつ誠実に区政の執行に当たります。</p> <p>区長は、区政の執行を通して実現すべき政策を区民に対して明らかにするとともに、その達成状況についても区民に報告します。</p> <p>区長は、執行機関の長（トップマネージャー）として、効率的かつ効果的な行財政運営を行います。</p> | <p>0310</p> <p>0311</p> <p>0312</p> <p>2012</p> | <ul style="list-style-type: none"> この憲章と直接選挙で選ばれる区長との関係はどうなっているのか？公約と憲章が相反する場合の可能性が全くないと言い切れないと思うがその場合はどうなるのか。 その際の住民投票との関係はどうなっているのか？ 区長がこの条例に否定的な考えを持ったときの対応についての議論は、区民会議であったか？ 『(2)区長の責務、(3)区職員の責務の不備』 <p>区長・区職員は東京都・日本政府より区民の声を身近で密着した存在である。常に区民の声に耳を傾け、適正であれば区民の代弁者として都や政府に働きかけることを責務としてハッキリ記入して貰いたい。</p> <p>従来、区役所へTELすると「それは区と関係ない都の管轄だとか、都へ言え」と言って責任逃れでゴマ化している。不愉快極まりない。区民の為と思えば、区として取り上げ堂々と区の要望の形でプレッシャーなり陳情して欲しい。</p> <p>例・都道の不備、都道の街路樹の枯れて放ったらかし。文京の緑を守るためには区民の総意と思われるのに。都営地下鉄駅出入口の点検地震対策（特に白山駅）</p> <p>例をあげればいくつでもあるが、目立つもの優先されるべきものから縄張り意識捨て、要望、提案をして貰いたい。都心の一角にありながら千代田・中央・港等比較し可成都市形成に見劣りがする。</p> | <p>【方向性】</p> <p>区長の就任と、この条例との関係を整理する必要があります。</p> <p>【例示】</p> <p>〔6-2 区長の責務〕</p> <p>区長は、区民の信託に応え、文京区の代表者として、公正かつ誠実に区政の執行に当たります。</p> <p>区長は、区政の執行を通して実現すべき政策を区民に対して明らかにするとともに、その達成状況についても区民に報告します。</p> <p>区長は、執行機関の長として、効率的かつ効果的な行財政運営を行います。</p> <p>（未検討）</p> <p>執行機関は、区民ニーズの把握に努め、各部署が情報を共有し、連携協力して、適正かつ迅速に公共的サービスを提供します。</p> |
| <p>〔6-3 区職員の責務〕</p> <p>区の職員は、協働・協治の社会の創造のために、積極的に他の主体と連携するという意思をもって、全力をあげて職務を遂行します。</p> <p>区の職員は、協働・協治の社会の創造のために、他の主体と具体的な目標を共有し、その実現に向けて積極的に行動します。</p> | | | <p>【方向性】</p> <p>わかりやすい言葉を使用する方向で検討する。</p> <p>言葉の重複がなるべく少なくなる方向で検討する。</p> <p>【例示】</p> <p>〔6-3 区職員の責務〕</p> <p>区の職員は、全体の奉仕者として、区民本位の立場に立ち、積極的に区民等と協働するという意思をもって、全力をあげて職務を遂行しなければならない。</p> |
| <p>第7章 協働・協治</p> | | | |
| <p>第1節 各主体の情報の公開</p> | | | |
| | <p>0212</p> | <ul style="list-style-type: none"> この「区民憲章」の情報公開の部分は全て「努めます」となっているが、現在の情報公開条例の一層の拡充を促進することを目的としているのか。委託業者の経営情報は対象となるのか。 | |
| <p>〔7-1-1 行政情報の公開〕</p> <p>区は、区民等の行政情報を知る権利を保障するとともに、区民等の行政情報の公開を請求する権利を明らかにし、区民等の区政への参画の促進を図り、区民等との信頼関係のもとに公正で開かれた区政を実現するために、個人情報の保護に配</p> | <p>0410</p> | <ul style="list-style-type: none"> 財源や情報を一手に握っている行政の政策選択・決定までの情報の公開まで踏み込んでいけるのか。【*】 | |

| | | | |
|---|--|--|---|
| <p>〔7-2-2 区への提案制度〕 区は、区民等が区政に関する公共的な提案ができるように努め、提案に対しては協働・協治の視点に立って対応するしくみをつくりまします。</p> | | | <p>【方向性】 わかりやすい言葉を使用するように検討する。 【例示】 〔7-2-2 区への提案制度〕 区は、区民等が区政に関して提案ができるように努め、提案に対しては適切に対応するしくみをつくりまします。</p> |
| <p>〔7-2-3 各主体相互の活動への参画〕 各主体は、公共的な課題の解決を図る活動に相互に参画しあい、連携を図るために対話し、交流し、学びあいます。 区は、各主体が相互に活動に参画し合えるような場をつくるように配慮しまします。</p> | | | <p>【方向性】 わかりやすい言葉を使用するように検討する。 【例示】 〔7-2-3 各主体相互の活動への参画〕 区民等および区は、相互に参画しあい、連携を図るために対話し、交流し、学びあいます。 区は、各主体が相互に活動に参画し合えるような場を作ります。</p> |
| <p>第3節 各主体の意思の表明</p> | | | |
| <p>〔7-3-1 区の意思表明〕 区は、区政運営の基本的な指針や政策について、区民等に周知し、その意思を明確に表明するよう努めます。</p> | 0602 | <p>・「区の意思表明」も努力目標になっている。大切なところが何故、努力目標になっているのか。【*】</p> | <p>【方向性】 わかりやすい言葉を使用するように検討する。 【例示】 第3節 意思の表明 〔7-3-1 区の意思表明〕 区は、重要な政策及び計画の策定について、区民等にわかりやすく周知しまします。</p> |
| <p>〔7-3-2 区の政策等への区民等の意見表明手続き〕 区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、区民等からの意見等を聴取し、それに対する区の方考え方を公表しなければなりません。</p> | | | |
| <p>〔7-3-3 住民投票〕 区は、文京区にかかわる重要事項について、直接区民の意思を確認するため、住民投票制度を設けることができます。 住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、別に条例で定めます。</p> | 0812 0813 0911 0912 0913 0914 0915 0916 0917 2003 | <p>・住民投票について、7-3-3のところに「設けることができます」「別に条例で定めます」となっているが、これは常設型の住民投票か？ ・文章からだと常設型と理解できる。また「年齢要件・住所要件などについて別途」となっているが「別途」とは議会に委ねるとのことなのか、それともまた区民会議のようなものを設置しそこで議論するというものなのか？ ・一番骨のある規定だと思っている住民投票についてだが、憲章を見るとそのために条例を作らなければならなくなっている。地方自治法に規定のあることをわざわざ憲章に盛り込む必要はないのではないか。 ・「できる」規定をあえて入れたということは、文京区として今後住民投票を推進していくという意思表示であり、それに向けた条件整備を行っていくということか？ ・「別に条例で定めます」とかなり踏み込んだ形にしてあるということは、やることを前提としているのではないか？ ・これは議会に対する足かせになるのではないか？ ・地方自治法上、区長が独自で住民投票を行うことは可能なのか？ ・これは個々にやるということか？文章から見ると常設型と見てもできるのだが、常設型にした方がいいような気がする。 ・常設型のイメージがあったので、この様な質問をした。 ・住民投票制度をぜひ設けるべきと思う。</p> | <p>【方向性】 わかりやすい言葉を使用するように検討する。 【例示】 〔7-3-3 住民投票〕 区は、文京区にかかわる重要事項について、直接区民の意思を確認するため、住民投票制度を設けることができます。 住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。 区は、別に条例で定めた住民投票を行う場合は、住民投票の結果の取り扱いをあらかじめ明らかにしなければなりません。</p> |
| <p>第4節 協働・協治の推進体制</p> | | | |
| <p>〔7-4-1 各主体の社会資源の活用等〕 各主体は、協働・協治の推進にあたっては、それぞれが社会資源を活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供しあうように努めます。</p> | | | <p>【方向性】 わかりやすい言葉を使用するように検討する。 【例示】 〔7-4-1 各主体の社会資源の活用等〕 区民等および区は、地域社会に貢献する活動および区が行う活動を行うにあたっては、それぞれが社会資源を活用するとともに、自ら社会</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | 資源を創出し、相互に提供しあうように努めます。 |
| 〔7-4-2 区外の人々との連携・協力〕 各主体は、様々な取り組みや活動を通じて、区外の人々、団体、行政などと、あらゆる方法で積極的に連携・協力します。 | | | 【方向性】 わかりやすい言葉を使用するように検討する。 【例示】 〔7-4-2 区外の人々との連携・協力〕 区民等および区は、様々な取り組みや活動を通じて、区外の人々、団体、行政などと、あらゆる方法で積極的に連携・協力します |
| 〔7-4-3 協働・協治推進のしくみ〕 区は、他の主体とともに協働・協治の推進のしくみづくりを進めます。 | | | |
| 〔7-4-4 区における条例の尊重義務〕 区は、他の条例の制定や政策の実施などにあたり、この条例の趣旨を尊重するものとします。 | 0401 0814 2023 | <ul style="list-style-type: none"> 区民憲章は他の条例に尊重されるべきものであるということだが、既存条例の区民憲章との整合性はどうか？もし不整合があった場合の手続きはどう考えているのか？ 条文の中に「文京区の最高規範として」となっている。これに違反したらどうなるのか？ この条例の趣旨を尊重するものとします。区民憲章の趣旨かつこの中間のまとめでは良く判らない。ハッキリしない。見えてこない。協働・協治の社会の創造をしたいということなのか？ 具体的にどうゆうことをどうゆうふうにしたいのか。 | |
| 【参考意見】 | 0112 0113 0509 0603 0604 0610 2004 | <ul style="list-style-type: none"> 区議会に大分気を使われているようですが、それは違うのではないかとこれは憲章であり、憲法的なものである。行政が区議会にものを言いにくいのは分かるが、これは区民会議である。区民会議は区民であって行政ではないはずですから、特に議会に遠慮をする必要はないのではないかと。議会についても憲章の中に含めていただきたい。 議会に関する条項は未だ入れないとは断言していないし、入れないことはありえない。基本構想審議会答申のおわりにも議会について言及しており、これに反するものを作るとは思えない。他の自治体の憲章には議会について配慮したものが多いようだが、その中で議会について言及したことは評価ができるのではないかと。 議会に関するところは努力目標で終わらせたくない。 議会の責務については参考意見とのことだが、もっと議会としても関わりがあってもよいのではないかと。こうした説明会に、もっと区議会議員の参加があってもいいのではないかと。 区議会議員の皆さまにも説明会にお越しいただき、区民の出席状況や区民会議での検討内容にも関心をお持ちいただき、区議会に持ち帰り、区議会としての別な形でのご提案をいただければと考える。 議会の独自性を強調しながら、取り組みを始めたという発言が先程、議員の方からあったが、それで7月に間に合うかどうか疑問である。 区議会は直接選挙により- - - は、全区民が知っていること、条文から削除すべきもの。区議会の責務として、区議の自浄努力、相互けん制が必要。（不必要な視察旅行、報酬他の削減等） | |
| 第5章 区議会の責務 | | | |
| 第1節 区議会の基本的責務 | | | |
| 〔5-1-1 区議会の基本的責務〕 区議会は、直接選挙により区民から信託を受けた議員によって構成された意思決定機関であり、条例、予算等の議決により意思を決定するとともに、区長及び執行機関が政策を適正に執行しているか監視します。 | | | |
| 第2節 協働・協治の社会における区議会の責務 | | | |
| 〔5-2-1 区議会の公開と情報共有〕 区議会は、その活動にあたって会議及びその審議記録の公開 | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| を進めるとともに、あらゆるメディアを通じ、広く議会関係の情報の公開に努めます。 | | | |
| 〔5-2-2 区民の意思の集約〕 区議会は、その活動にあたって常に区民の意思を掌握し、その意思を反映するよう努めます。 | | | |
| 〔5-2-3 区議会の活性化〕 区議会への区民参加、区民等と議員との直接対話の場の提供など、わかりやすく開かれた議会運営をめざし、また、政策論議の充実、審議方法の改善などにより区議会の活性化を進め、区議会に対する区民の関心を高め、信頼と理解を得られるよう努めます。 | | | |
| 議員の責務 | | | |
| 〔5-3-1 議員の責務〕 区議会議員は、住民からの信託を自覚し、政策立案能力や審議能力の向上に努め、広く区民と対話する等、自らの考えや活動を区民に知らせます。 区議会議員は、住民全体の代表者としての立場に立ち審議を進めます。 | | | |

| その他の意見 | |
|--------|---|
| 0101 | <p>・区のようなことについてはいつも厳しいのですが、区民憲章に関しては3点ばかり評価ができる。1つは「区民会議委員が直接、筆を取ったこと」。これは今までなかったことではないか。2点目は「全文が説明会前に入手できるようになっていること」。3点目は「24日の説明会については、区民会議の委員が出席する予定であること」は評価できる。</p> <p>それからカタカナ表記について、国においてカタカナ語の表記の見直しをしている中において、『中間のまとめ』の中にあるカタカナ語（ガバナンス・トップマネージャー・メディア・パブリックコメント【基本となる考え方】）について（使用することに対して）疑問を感じる。それから「基本となる考え方」の扱いだが、これはこの『中間のまとめ』の中だけなのか？それとも条例化に当たって参考という形で盛り込まれるものなのか？それとも条例は条例であるから参考や説明といった形においても盛り込まれないものなのか？それから28ページにおいて「パブリックコメントは表記として馴染みにくいで・・・」ということで他の言葉に言い換えている。ならば「ガバナンス」「トップマネージャー」についてもなくしたほうがいいのではないか。とりわけ「ガバナンス」は国におけるカタカナ語の見直しの具体的な事項として取り上げられている。もし見直しの方針が出た時に、それとの関係はどうなるのか？</p> |
| 0102 | <p>・本文中に12箇所横文字がある。なぜ横文字がだめなのかについてだが、50歳以上の人達にこの12箇所の言葉について聞いてみたところ、「半分くらいは聞いたことがあるが、意味はわからない」との回答がほとんどであった。このような状況の中で、条文や説明に盛り込むのはふさわしくないのではないか。これから高齢化社会を迎えるあるいはすでになっているのであるから、高齢者でもわかるような表現にする必要があるのではないか。それから、条文全体を見ると現実性に乏しいように思う。抽象的な表現が多く、抽象的であればその解釈には多様になるのではないか？この条文の性格が憲法的要素あるということなので、ある程度抽象的になる事については仕方ないのかもしれないが、できるだけ抽象的な表現は避ける努力は必要ではないか。それから前文については「文の京」にふさわしい、格調のある分かりやすい文章にしてほしい。最高規範なので「誰が」「誰のために」「何を」「どのようにする」ということを明確にしなければならないのではないか。</p> |
| 0103 | <p>・協働・協治についての質問です。制度やインフラをもっと整備しないと、本当の意味での協働・協治にならないのではないか。行政に対しての世論調査では半数以上の区民が行政に無関心という結果が出ている中で、区民憲章の実現ができるのか。区の財政が底をつきそうな現在において、区民参加ということになれば、区民はボランティアで行わなければならないといわれるのではないか。財源的な対応はどうなっているのか？それから、区民参加となれば、区民対区民のケースも出てくる。団体同士や区民同士の参加は難しいのではないか。その場合の時間とコストについてどのように考えているのか？</p> |
| 0104 | <p>・自ら住む地域は自ら治めるという理念を言ったところで半数以上の区民が行政に無関心では、絵に書いたもちになるのではないか？</p> |
| 0105 | <p>・参加については、区民対区民の関係も出てくる。この関係の中で何かを行うのは時間がかかるし、難しさもあるのではないか。</p> |
| 0106 | <p>・仕事をするにはお金がかかっている。これに対する公平性はどのようにするのか？</p> |
| 0107 | <p>・現実的には、そういうこと（財源）が解決できなければ絵に描いた餅になるのではないか？</p> |
| 0108 | <p>・これから区民憲章を作って、それに基づいて施策を行っていくということはいいいことではないか。ただ、区民憲章が求められている背景の中に住民意識の変化があるということだが、選挙の投票率を考えても住民が権利重視義務軽視の意識があるのではないか。これは望ましいことではないと思う。そこで、憲章の中に望ましい区民像をどこかに触れてもいいのではないかと思う。いうならば学校教育とは違いますが、区民の教育というようなことが触れられてもよいのではないか。</p> |
| 0111 | <p>・今日の内容説明については、用語が難解すぎてわからない。町会に説明するにしても無反応。つまり分かっていない。また、この区民憲章には罰則がない。罰則がないと意味がないのではないか。またこれについては30代・40代の人たちが中心となって作るべきなのではないかと思う。</p> |
| 0206 | <p>・基本構想の方が区の基本的な姿勢を表しているのではないか。区民憲章が「憲法」とは、どうしてもイメージできない。</p> |
| 0208 | <p>・本日記られた資料を見て、意味が理解できる区民は数少ないのではないか。こういう文章では見る気も起きない。台東区の基本構想についての区報は判りやすい。「協治」や「責務」など難しい言葉を使わないで、もう少し目線を下げて、分かりやすい文章にすべきである。</p> |
| 0209 | <p>・「公共的な課題」「公共的なサービス」といった言葉の指し示すもの、両者の違いなどについて具体的に説明されたい。</p> |
| 0212 | <p>・昨年10月の行革の説明で、保育園や児童館の民営化について、コストが下がることは判ったが、質が下がらないという説明には納得できない。「区民憲章」は、民営化に向けた理念が必要となり制定するものではないか。</p> |
| 0214 | <p>・「中間のまとめ」や区報特集号での内容の事前周知や区民会議の会議や資料の公開は評価するが、これまで検討に2年間かけたと言うが、区民会議は実質10ヶ月である。基本構想に比べても、検討期間が短すぎるのではないか。16年12月の議会提案にこだわらず、もっと検討時間を取ってもいいのではないか。</p> |
| 0215 | <p>・内容が非常に抽象的で理解しにくい。新聞折込は捨てられやすく区報特集号を見ていないという人も多い。区報通常号にも説明会の日程が載っているのか。</p> |
| 0216 | <p>・大事なことなので、周知方法の改善等も検討されたい。</p> |
| 0218 | <p>・パブリックコメントの締切りを5月8日以降に延ばせないか。</p> |
| 0219 | <p>・そんなに急ぐことはないのではないか。</p> |
| 0220 | <p>・この場で意見を聞いて終わりにしないで、「区民憲章」が具体的に区民の生活にどう関わるといえるのかいろいろと議論したい。</p> |
| 0221 | <p>・協働・協治を強調するならなおさらそういうことが必要である。</p> |
| 0222 | <p>・「いきいきプラン」の目的は、財政健全化だけではなく、民間に委ねられるものは委ねるという新公共経営の考えがあると区の部長から聞いた。</p> <p>財政破綻の責任を区民が負うのは憤りを感じるが、区民憲章により、財政が健全化しても民間委託の流れは定着してしまうのではないか。「区民憲章」の考えを全否定するものではないが、民間事業者が参入して、権利と責務を共有することが地方自治のあり方、弱者救済、社会福祉の視点から正しいかもっと議論したい。</p> |
| 0304 | <p>・「ガバナンス」は一般的には分かりにくい</p> |
| 0305 | <p>・区民憲章は、区における憲法的な側面も持つとしているが、実態は条例だと思う。あえて「憲章」と表現を使わずに条例にしたほうがいいのではないか？</p> |
| 0307 | <p>・年配者や小学生高学年ぐらいに理解できるような言葉で条例を作った方がよいのではないか。</p> |
| 0308 | <p>・区民憲章における国はどのように位置づけられるのか？</p> |
| 0309 | <p>・現実的には国と区は対等・協働の関係はできていない。</p> |
| 0313 | <p>・「協働」という理念はいいとおもう。「協働・協治」「ガバナンス」という言葉は、何か新しいものを発信していると思う。区民憲章を理解するには、今までの他の自治体の自治基本条例と「何処が違うのか」について検討しないとだめだと感じている。</p> |
| 0404 | <p>・基本構想との関係はどうなのか？基本構想審議会答申の「終わりに」がこの憲章の発端になっているのではないか？</p> |

| | |
|------|--|
| 0405 | ・この区民憲章に基本構想に反することを規定してもいいのか？ |
| 0410 | ・「協働・協治」「ガバナンス」は難しい。区民憲章のどの部がどのように憲法を遵守しているのか、地方自治法14条において財源などの面で未だ完全に地方自治が確立されていない現状の中で文京区が手放しに「協働・協治」ということでいいのか。それが本当に区民を守る区民憲章になるのか。そういった基本的な問題を議論する必要がある。基本構想に反することはないとの説明があったが、基本構想の限界についても検討しそこから区民憲章につなげていくような議論をしなければならないのではないのか。また事業者の権利・責務について何処まで情報公開するのか。受けた仕事の範囲ということでもいいのか。また、財源や情報を一手に握っている行政の政策選択・決定までの情報の公開まで踏み込んでいけるのか。いずれにしても全体が理解しにくく、本当にこの区民憲章で区民が守られるのかが不安である。 |
| 0411 | ・条例化される時にシンポジウムなどは行わないのか？ |
| 0501 | ・23区内でこの様な取り組みをしているところがあるか？ |
| 0502 | ・条例の資料は区にあるか？ |
| 0507 | ・区民憲章の規定を道徳規定にしないためにも、具体的な制度が必要。パブリック・コメントや区民評価制度・区民オンブズマン制度などを作らなければならない。 |
| 0511 | ・行革の時はこの会場いっぱいになっていたのに、今回はこんな状況（7人参加）なのはなぜだと思うか？この案件があまり具体的な話ではないからですかね。 |
| 0512 | ・「ここでは幹（区民憲章）のところを議論するから、枝葉（個別の政策）の議論」は止めてほしい」といわれると大変つらい。もしも区民の意見を聞くということであればもう少し間口を広くして、具体的な政策の議論意見を聞いてもらい、出た意見を区民憲章の中でどう生かすかについては、区民会議で議論してもらえばいいと思う。そうでないと、あくまで抽象的な道徳的な議論しかできなくなってしまい、区の責任についてはっきり出してもらわないと「ガバナンス」は区の責任転嫁ではないのかという感じを拭えない。 |
| 0513 | ・「新公共経営」という言葉は、イギリスのサッチャー政権下で組織内効率の追求から出てきた言葉であるが、政権が倒れた後は社会的効果についても視野に入れるようになった。組織効率から言えば経験の浅い人件費の安い人を雇えば済むが、サービスの質については極めて低くなるのではないか。日本の場合の「新公共経営」は残念ながら組織内効率追求のみになっている。本来の行政の責任は住民要求との格差に対応するのが行政の責任ではないではないか。「区民ニーズに対するサービスがうまく受けられない場合に何処に相談をすればいいのか？」「公的な責任について区はどう責任を取るのか？」といったことを考えていただきたい。そのためにはオンブズマン制度は必要なのではないか。 |
| 0601 | ・「ガバナンス」という表現は社会一般では場合・場面で使い分けているが、共通のイメージとして「押し込める」「封じ込める」というものがあると思うが。それをあえて区民憲章の理念とすることには問題があると思う。さらに「ガバナンス」は抽象的で、区民憲章という最高規範において解釈に幅が出てくることも問題ではないか？ |
| 0602 | ・「協働・協治」という言葉に違和感を覚える。「治」には「治める」という意味があるし、またあえて「・」で切ったことも疑問がある。辞書によると「グローバルガバナンス」は「地球的規模の共同管理（もしくは協治）」と訳される。補足的に「政府とは異なって、個人又は公的・私的な制度・機構が共通な事柄を管理する。」「必ずしも公的な権力によるとは限らない」ともある。「協働」についても古い言葉ではなく「共同」「協同」の方が古い。辞書によると「同じ目的のために協力して働く」「複数の個人や団体が同じ目的のもとにことにあたること」などとある。「協治」の意味には、「統治を補佐する」「共に治める」という意味があり、この「治める」という言葉と、自己決定・自己責任の原則や情報の共有等がどういう関係になるのか問題があると思う。 次に、行政の説明責任が明記されているが、行政責任については規定がされていない。また、第4章の区の役割の「保証役」第7章の「区の説明責任」「区的意思表明」なども努力目標になっている。大切なところが何故、努力目標になっているのか。 ガバナンスについては、様々な資料が発行されているが、自ら希望した公募委員の方々は、ガバナンスについてかなり事前に勉強されていたのではないかと思うが、その辺はいかがか。 |
| 0603 | ・区民にとって大事な基本条例を検討する会議の「中間のまとめ」の説明会が、これまでに6回開催されているが、参加者が非常に少ないことに疑問を持っている。区報特集号などをつぶさに見たが、17万区民が「ガバナンス」「協働・協治」といった言葉を念頭に置きつつ生活するというのは大変なのではないかと思う。区民が豊かに生活しやすいようになる様、検討してほしい。過ぎたことではあるが、委員の選出について区民への周知の方法についてもいくつか申し上げたいことがあった。区民と行政の関わりやルールを決めていく「憲章」であれば、今後、最終的なまとめが出来る前に印刷物等も用意して、内容を十分に周知されたい。区民会議の委員の方々や行政側にも、もっと区民にとって開かれた判りやすい議論を繰り広げていただきたい。 |
| 0604 | ・区民に対して、「中間のまとめ」の内容が区報特集号などで周知されているが、単なる文字の羅列では、読みこなすことができる人は少ない。私は、町会やNPOにも関わり、自治の現場もよく知っており、行政と区民との関係が変化しつつあることも理解している。それだけに、区民に判りやすい周知の方法に配慮していただかないと、区民が納得して作成したものというには程遠いものとなる。「ガバナンス」などについても、区民の声を十分に取り入れて欲しい。 |
| 0606 | ・説明会日程は、事前に周知されていたが、今日で連続の6回目であり、期間が集中しすぎて参加しにくい方も多いのではと思う。もう少し期間を設けた方がよかったのではないか。 もっと、多くの参加をいただき、様々なご意見、素朴な質問を聞かせていただくとともに、一般の区民が判りやすい具体的な説明が聞きたかった。正直いって、よくわからない内に進んで決まってしまう、結果的にいいものができるかどうか判らない状況である。 説明会への参加者も少なく、区民の関心の低いようであれば、ゆっくり時間を掛けてもいいのではないかという感想を持った。 |
| 0607 | ・区民憲章ができると、文京区の子どもの生活はどのように変わるのか聞きたいと思っていたが、今後のお話のようである。配付された図表では、区民と各団体、事業者、区が対等な立場とは読み取れない。本当に対等な立場なのかについて、ご説明いただきたい。 |
| 0608 | ・先程「治」という字にこだわったが、本日ご出席の皆さんには、お帰りになられたら、「治」がどのように使われているか、ご自身で辞書でご確認いただきたい。 次に、「情報の共有」に関連して、この区民会議を例にとると、第1回会議の森田会長の講演録がない、区民憲章研究会報告書が図書館に置いていないなど不完全であり、区の情報公開については不十分と言わざるを得ない。 |
| 0609 | ・ホームページに掲載してあっても、デジタルデバインドが存在するので留意されたい。 |
| 0610 | ・区民会議の方々は、議会にそんなに遠慮する必要はない。何か逃げているかのような印象も受けるが頑張ってください。 |
| 0704 | ・この憲章が要綱行政の是正になるかどうか。大体、今幾つ要綱があるかも分かっていないのではないか？各所管が勝手に作っているのではないか？それにこの憲章ができたからといって、現在、要綱であるものを規則に引き上げるようなことはしないのではないか。 |
| 0705 | ・そういうことを心配しているのではなく、条例から要綱に委任してしまえば、労力的に極めて楽になる。もしこれを規則なり条例なりで決めるとすれば細かいところまでつめて決めなければならない。これは今までよりも多くの労力が必要になる。現在、「要綱」になっているものを「条例」なり「規則」なりに変えることによって、より議会の審議件数が増え、議会の責務が増えるかもしれない。 |

| | |
|------|--|
| 0801 | ・何回か説明会をやっているようだが、今までの参加者の人数はどのくらいいるのか？また基本構想は企画政策部総体で取り組んでいたと思うが、区民憲章が最高規範的なものだということであるのに、なぜ新公共経営担当課がやっているのか？区民会議のメンバーはどのような人達なのか？また、「中間のまとめ」を見ただけでは内容が分かりにくく、何をもって成熟社会と評価しているのか？さらに、本来自治体が果たすべき役割を明確にしていけないし、「協働」ということばで自らの役割を軽視しているのではないかと思うが、どのように考えているのか？ |
| 0802 | ・その参加人数をどのように評価しているか？ |
| 0803 | ・この会議（区民会議）があることをはじめて聞いたのですが、区民会議と区議会との関係を説明してほしい。区議会の定数が減っていますが、区民の意見を聞きたいというのが区民憲章の趣旨だとすれば、定数を減らす必要はなかったのではないか？ |
| 0804 | ・成熟社会について、量的な面での判断だけでなく、精神的な側面で判断することも必要ではないか。成熟社会が到来したとの判断によって本来行政が行うべきものを放棄しているのではないか？また、住民参加によって様々な団体が参加してくるわけだが、あくまで住民が主役で、他の団体の活動に住民が引っ張り出されるようなことがないようにはっきり規定する必要があるのではないか。また参加主体には民間事業者等も含まれるわけだが、それらの団体との財政的なかわりについてどのようになるのか？ |
| 0810 | ・今日の説明会について、開催されることを知らなかったし、「生き生きプラン」の説明会の時も同じであった。この様な説明会の時は折り込みチラシだけでなく、広報車などを使って耳から情報が入ってくるようにしてほしい。また地域活動団体の活動について、その成果について今まで区は評価していなかったと思う。今後、調整・調停を行うとのことですが、具体的に地域活動団体・非営利活動団体・区の関係がどのようになるのかを説明してほしい。全体的に抽象的で、例えば、個人が参加するにあたり、何処にどの様な活動があって、そこに参加するのはどうすればいいのか全く分からない状況。内容を具体的に説明してほしい。 |
| 0811 | ・CATVなどを利用して宣伝してはどうか。 |
| 0814 | ・区民憲章の対象が地域の活動団体や非営利活動団体が対象となっているが、この団体が区と関係の深い団体に限定されてしまうことはないのか？団体の選定についてどの様な姿勢で行政は望むのか？区が好ましくないと思っている団体に所属したりすると差別されるのではないかと心配もある。 |
| 0819 | ・「協働」という言葉は最近耳にするが、「協治」という言葉は他の自治体でも使っているのか？また、文京区の条令にはどのような形で反映されるのか？ |
| 0901 | ・文京区の活動団体の数はどのくらいあるか？ |
| 0902 | ・審議会（法律・条令に基づくもの・個別の設置要綱に基づくもの）の数はどのくらいか？ |
| 0903 | ・公募区民が入っている会議体と入っていない会議体や職員が入っている会議体などの数は分かるか？ |
| 0904 | ・傍聴者に、会の運営の仕方や内容についてのアンケートを実施していると思うが、なぜその結果を各回毎に区民会議なり説明会なりで資料として配布しなかったのか？ |
| 0905 | ・隣の企画課では「明日を作る区民会議」で委員に毎回配っていたのに、なぜこれではやらなかったのか？組織内不統一の印象を受ける。 |
| 0906 | ・文章による意見と直に委員にあって自分の考えを伝えるものとは、自ずと違ってくると思うのだが、その様な機会を作ってもらうことはできないものか？議事要旨と全文は受け止め方で違うことが多いので、真情が伝わる最良方法として実施してはどうか。 |
| 0907 | ・この憲章の中に理念規定と実体規定が混在していて分かりにくい。どの部分が理念規定で、どの部分が実体規定なのか。実体規定は区の部分で後は宣言的なものかとも思うし、また法律ですでに規定されているところについてはここで規定しているという構成になっているのか？ |
| 0908 | ・いろいろな団体を主体として定義しているが、様々な主体に対して「この区民憲章ができることでの様な影響が出るのか？」ということをして、具体例などを挙げて説明してきているのか？ |
| 0909 | ・今回は総論だけで個別の議論には及ばないということではイメージがわからない。個別の政策において憲章がどのような影響を与えるのか具体的な事例を挙げながら説明に廻る必要があるのではないか？役所内の現場の意見を聞いているのか？ |
| 0918 | ・「公共的な」「公共的な課題」などが出てくるが、言葉の定義がよく分からない。情報公開で何でも公開しろということになると困るので、「公共的な」と限定をつけているのか？ |
| 0919 | ・「限定」としてつけるのであれば、言葉の定義が必要になると思うが。 |
| 0920 | ・そうすると、条文化に向けてもうワンステップあるわけですね。それが「最終まとめ」となるのか、また別のものになるのかは分からないが。 |
| 0921 | ・趣旨の中に載らないものも出てくるのではないか？ |
| 0922 | ・付帯決議といった手法もある。 |
| 0923 | ・「議会は議会で別」という考え方もあるようなので、この憲章は来年の4月1日施行を目指しているようだが、通常法律には周知期間がある。また憲章という性格からも何も4月1日施行に拘らずに1ヶ月や3ヶ月の周知期間を取ったほうがいいのか。また議会での議論を傍聴しそれを踏まえた上での区民としての意見の意見を言う場がない。 |
| 0924 | ・参考意見の部分の議会の考えや議会と執行機関との議論を見極めてからでない意見が言えない。 |
| 0925 | ・議会に本当に伝わるか疑問である。 |
| 2001 | ・区議会が存在するのに、屋上屋を重ねてどうする？いいかげんにしろ。それより、区役所の役人の賃金を引き下げろ。人員も減らすべき。 |
| 2003 | ・基本的に区役所は区民の為に存在するサービス業と認識し、法令の一辞一句や過去のしきたりに拘ることなく何が区民の為になるか現場で実行できなければ幾ら美辞麗句を並べた立派な区民憲章を作っても意味がない |

| | |
|------|--|
| 2005 | <p>・作成ご苦労様です。 優れた憲法（憲章）を持って運用の次第でテロの恐怖を感じる生活となります。優劣は比較の問題で「他区より良い」を実感させてください。</p> <p>例えば千代田区他の「歩行禁煙」！！</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、安全：A 交番の常駐、B 30km時速制限地区での常時速度取締 2、教育「我慢する・恥を知る・思いやりを持つ」の幼時からの教育（しつけ） 3、環境 A 公道への看板放置撤去 B 公道での自家用植物撤去 C 地下鉄各出入口正面へ案内図を D 騒音乗物（大型スクーター）などの区内登録乗り入れ禁止。 <p>e t c . 他区に較べて具体的に実施してください。マニュアルだけでなく、 区の組織は大きくても区民は1人1人です。</p> |
| 2006 | <p>・「文の京」の区民憲章創案設立に付き中間報告を拝見し又説明会を予定されておりますが参考意見としてご提案申し上げます</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、創案を拝見すると用語も大変難しく区民には馴染まない様に思う 例、ガバナンス（説明付けが要外語訳）一般化しない漢字 協働、協治など 理解できる条文に修正すべきと思う。尚、区議会等関わりついて具体的提案も必要でないかと思う。 以上一般区民が理解できる区民憲章文案を希望いたします 委員のご努力に深い敬意を表します。 |
| 2007 | <p>・ 1、区長、区議の運動、行動、姿、顔もまるで見えないが、存在感を示せ（歳費位の働きをしたら） 2、特に小石川地区地域の無差別の乱立のマンション、ビルの建設は目に余る 3、文の京なんて、町の美観、住みよさ、落ちつき、安定感、地域の誇り、まるでなし 4、2、3の反省をして、区条例なり規則を早急に常識あるものを作れ、区外の業者に、やりたい放題されているのか 5、自転車の通行マナーの悪さ 駐輪の取締り対策、行政の消極さ目に余る。ヤフーBBの路上販売 至急取り締め</p> |
| 2008 | <p>・全体的に分かりにくい言葉が多く、特にガバナンスなどは止めるべき。 もっと平易な文章でお願いしたい。 協働・協治？ 区民憲章が絵に画いた餅にならぬ様希望する。</p> |
| 2009 | <p>・町会の回覧で「 に反対」等の署名を集めるのは禁止していただきたい。無言の圧力がかかり、個人の意思が反映されない。 ほんとうに反対運動を展開したいのであれば、町会ぬきでやるべきではないだろうか。</p> <p>署名せずに次に回したところ「名前を書いておられないから」と返されてきたことがある。そこまでされて「私は署名したくない」とは地域住民として言えなかった。</p> |
| 2010 | <p>・子供の健康を守るため又、事故防止のため、歩きタバコ禁止条例をお願いします。</p> |
| 2013 | <p>・大変、むづかしい事項を、わかりやすく要領よくまとめていただき、御苦労の段、感謝申し上げます。根津は関東大震災、今度の空襲にも難を免れ、親父がいわゆるイナカより上京し、世帯を持ってより、かれこれ100年近くになります。私もそのまま80年育ちました。おだやかで平和なよい町で、自他共お世話になっております。今後共〔文の京〕として、ますます住みよい、都内一の区として拡大・発展に尽力なされんことを御願ひして便りと、致します。平成16.3.20</p> |
| 2014 | <p>・区民憲章に障害者憲章なども入れてほしい。障害者の憲章なども区民憲章の中に積極的に入れて、障害者が文京区で安心してらせる、また障害者が文京区に行った時、今以上に文京区に行ったら良かったといろいろな面でいえる文京区にしてほしい。また生涯教育憲章みたいなものもあって、生涯教育の面でもさらに充実させてもらいたいと思います。よろしくお願ひ致します。</p> |
| 2015 | <p>・このハガキに性別欄は必要だろうか？時代の流れを認識してもらいたい。</p> |
| 2018 | <p>・もう少し分かり易い言葉で作成してください。各主体、ガバナンス、協働、協治等、これ等は、お役所言葉なのでしょうか。区民が一度読んで分かるようにして下さい。同じ言葉や文節は整理して下さい。区民が愛着を持てるような憲章を作成するよう希望します。16.3.15</p> |
| 2019 | <p>・区民憲章（中間のまとめ）の内容について反対できる区民は、恐らくいないと思います。素晴らしい理念が的確な表現でまとめられています。しかしそれだけで良いのでしょうか？ この内容はおそらく東京23区であれば何処でも、もしかすると全国の市区町村でそっくりそのまま使おうと思えば使えるものではありませんか？筆者には、文京区が全国に先駆けて区民憲章の制定に取り組んでいるのか、それとも何処かの後塵を拝しているのかは分かりませんが、どちらにしても、文京区らしさをあまり感じさせない内容です。 区民の税金を使って作成する区民憲章であれば、「文の京」とさえ書いておけば良いというものではなく、他区にない特徴を随所に出すことが不可欠です。そして、中間のまとめとして区民に意見を求めるのであれば、何処に文京区らしさがあるのか明確に紹介することが必要です。区民会議委員の皆さんには区民憲章を、文京区以外の市区町村とは明らかに違うと、一読して思えるものに仕上げてくださいたいと思います。</p> |
| 2021 | <p>・あたり前のことを書いている印象。今までに何もやってこなかったということか。協働・協治、言葉はキレイだが、何がどう変わるのか全くわからない。要は、何が変わるのか（今までと） その責任は誰にあるのか。 いつ変わるのか。 } 表で示すこと。 コストは。 この4点が明確に示されなければ、言葉の遊びにすぎない。区民が求めるのはよいサービスを公平に受けられること。（それも安く）できるところからやること。例えば保育園の定員が足りなければ区民の保母OBに力</p> |

| | |
|------|---|
| | を借りるなど。とにかく、問題を具体的に早く解決すること。遊んでいないで。 |
| 2024 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 早急に作成する意義が不明確で、案は一般区民からみてわかりづらい。またどう具体的にかかわりが出てくるのかも明確ではない。 ・ 2. 基本構想との相違、関係、位置づけが不明確である。 ・ 3. 行財政推進計画にもとづいて、各事業を早く民営化するために必要となっている感を受ける。もしも、そのためならば、あらためて憲章ではなくても出来るのではないか。 <p>以上から、もっと時間をかけて一般区民からの聴取もうけ討議して制定した方が適切と考える。もしもどうしても制定するのであれば、基本構想の理念4点を挿入されることが必要と思う。</p> |
| 2025 | <ul style="list-style-type: none"> ・ この区民憲章が、区直営の社会福祉事業の民間委託を促進してしまうのではないかという懸念を持っています。現在、新行財政改革“いきいきプラン”あるいは「新公共経営」による民間委託に対してでている区民の批判的な声を考慮し、内容の再検討をお願い致します。また事業者の権利の中での情報を知る権利は、個人情報保護との関連で問題ないか。また非営利活動団体でも、公共事業の従来からの質の確保が可能なのか。区の責任は“保証役”、“調整役”では責任の明確化がうすまってしまっているのではないかと懸念があります。区民生活にかかわる大きな問題だと思っておりますので、この区民憲章が決定されると、区の公共サービス、公共事業は具体的にどのような運営となっていくのか。是非、わかりやすく示していただきたい。もっと区民の中で議論すべきと考えるので、今年の7月の最終報告は延長していただきたい。宜しくお願いします。 |
| 3001 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「区民憲章」の区報特集号を読んだが「ガバナンス」という言葉は何語なのであろうか。英語の辞書を見たが、掲載されていない。辞書にものっていないような言葉を何故区民憲章につかおうとするのか。何故判りにくいカタカナ語をつかうのか。「ガバナンス」の訳語はどのようなものになるのか。 |
| 4001 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ガバナンスのごとき辞書にも載っていない、時流に乗った言葉が使われる憲章とは、文の京としてふさわしくないと考えます。また一般庶民がわかる言葉と内容で作成していただきたい。 |
| 4002 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 私は、標記の説明会には、4/19及び4/24の2回に出席を致しております。また、「市民憲章に関する基礎知識」「文の京の区民憲章自由研究議事録」「新公共経営担当課ホムページ」「中野区、基本構想改正」「文京区広報」「文の京の区民憲章についての区民会議（中間のまとめ）」などについて、熟読し理解に努めた事などを前提として下記の意見を申し上げます。但し、私が出席した2回の説明会で発言した事項も含まれております。 <p>「『文の京』の区民憲章についての 区民会議の提案（中間のまとめ）」に対する私の意見 始めるにあたって</p> <p>組織がスランプや障害や危機的状況などに陥った時に、それからの脱出をするには、「その組織の存在の基本に立ち返って対応しなければ成らない」と良く言われております。文京区は「財政危機」を中心として危機的状況に陥っております。これは文京区に限らず末端自治体が持つ共通した悩みでもあります。合わせて「少子高齢化社会」が更に財政を圧迫する事となり、それらを総合的に取り巻く現状の中から「区民憲章」の必然性があったのではと私は推定をしております。</p> <p>1. ガバナンスの理念をどのように「憲章」に定義づけるのかについて</p> <p>区民会議の「中間のまとめ」の中核を構成する考え方に「ガバナンス」という言葉があります。それを区民会議は「協治・協働・共治」と複数の使い分けをしております。「ガバナンス」という言葉の系統の中に「ガバナ」という言葉は、「長官・知事・総裁・調速機」と言う事です。更に、「ガバットファイル」という言葉は文書等を保管するファイルの種類を言いますが、この中には厚手の革製で鍵が掛けられるものもあります。竹中平蔵金融・財政大臣は「経営規律」と訳しております。16年4月26日に小泉総理により正式決定された、郵政民営化中間報告書の中では、「統治」と訳されておりました。</p> <p>このように「ガバナンス」という言葉の意味をそれをを使う人の立場々々によって使い分けしている事が理解できると思います。多岐にわたる使い分けが出来ること自体、抽象的と言う事ができるのですが、抽象的という事は、その度合いに比例してその解釈も多く成るものだと言われております。問題なのは、「区民憲章の中心となる考え方」に使われていると言う事なのです。</p> <p>条例などの「最高規範」としての運用段階において解釈が多岐にわたる事は、その存在そのものが軽んじられ、強いては形骸化しないとも限らないと考えられるのです。</p> <p>理解しづらいなどのカタカナ文字についての批判が多数、説明会でも述べられております事からも、もう少し分かりやすく住民側に説明が強く求められていると考えます。その説明は、その解釈の手法だけで対応することなく、「自治体の主権は住民である」と言う普遍的な考えの基に伝えて欲しいと私は思っているのです。</p> <p>2. 「協働、協力分担」には「完全な情報公開」が「絶対必要要件」について</p> <p>今まで（現在）の行政は、区役所とそれに関連する機関と総務省・東京都等が協力・協働して運営をして来ました。このシステムの下では、NPO、ボランティア、受託事業者・住民の役割は、区役所とそれに関連する機関の行政機能を補助する・保管する・手助けをすると言うだけです。即ち、重要部分の決定権は無く、重要な部分の決定は実践部分の行使という限りなく限定されたものと成っております。</p> <p>文京区民憲章（中間のまとめ）の下での行政運営は、区役所とそれに関連する機関・総務省・東京都・NPO・ボランティア・受託事業者・住民が行政サービスの「供給主体」として自治体だけではなく、「協力分担」して地域社会を作っていくとしております。「協力分担して行政サービスを提供」すると言う事は、協力して貰う方と協力を提供する方の二面性がある事になります。この二面が対等の立場に成った時に「真の協力分担」が可能となるわけであり、一方の立場が強い（高い）場合は高い方が低い方に対し強権を行使する可能性が高いわけです。立場の違いの度合いの中に「情報量」がありますが、現在では、区役所と関連する機関と総務省・東京都側が一方的にその情報を握っております。これでは対等とは言えず不平等でバランスがとれていません。更に、区役所等はそれぞれの部署別に専門官が居るわけです。住民側は全ての部署別について専門的な理解をすると言う事は不可能なわけです。「情報量の不平等」と「事案に対する理解度」で対等とは言えないと考えます。これでは一方的に区役所側から「協力だけが押し付けられる」事が推定されます。</p> <p>3. 区民憲章制定の背景と財政との関係について</p> <p>「中間のまとめ」の中で憲章を制定する背景について述べております。それは、住民が主体となって公共的活動に関わろうとする「住民意識の変化」や少子高齢化社会を中心とした「社会の成熟化」と「地方分権の進展」と住民参画意識などの「社会環境の変化」と述べておりますが、財政については何の記述がありません。本当に財政は関係が無いのでしょうか。</p> <p>区民会議の中では「小さな政府か、大きな政府か」などの議論がされましたが、財政を含むその議論であれば当然、「小さな政府」を明言すべきでしょう。それは、「少ない経費で大きな効果」と言う自治体運営の基本中の基本である事は議論の余地が無い程、住民に認識をされているからです。私がここで話したいのは、緊迫した財政を建て直しそして、収支の取れた財政にすべき必要性からも憲章が一つのキッカケとして必要だったと言う事ではないでしょうか。今日的な文京区財政の現状は「新行政改革推進計画」（新生文京いきいきプラン）でも述べられております。その中身の議論はさて置いても、今日的な財政危機に成ってしまったのは誰の責任かを明確にしないでは、次ぎに進むべき財政改革等への取り組みは手心が加わったものと成るでありましょう。即ち、反省をシッカリしなければ成らないと言う事です。少々ドギツクなりますが具体例を挙げて置きます。</p> <p>シビックセンターの建築は私が聞いた範囲によれば、その全ての人々が「分不相応で金の使い過ぎだ」と言っております。毎日の光熱費だけでも膨大なものと成る事は誰にでも容易に推定できます。維持するだけでも</p> |

大変なのです。文京区財政をこのような危機的状況に陥れた要因の一つにシビックセンター - があると言う事は万人が認識をしています。その責任の一旦は住民側にある事は当然な事ですが、「少ない経費で大きな効果」を求めるべき行政当局（区議会も含む）の責任をあやふやにしておいて憲章の制定により、一気に財政まで改善しようとする意図がありありと見え隠れするのです。「笑止千万」としか言いようがありません。シビックセンター - を民間に売却し、区所有の空き地にプレハブの建物を建ててそこに移住したら如何でしょう。ご提案を致します。自分達は完全空調のビルで「天空の緑」のガ - デニングを施した所で快適に仕事をして、真砂町の水道局跡地の生活道路を廃道を許可したり、その桜の木の伐採を阻止できなかつたりでは、本末転倒と言わざるを得ないでしょう。（詳細は後記を参照）

少し言い過ぎだったかもしれませんが私は、財政が悪化した原因を明確に分析し、何が問題で何処に原因があり、誰に責任が合ったのかを議論し、その反省を憲章に盛り込む事こそが最も大切な事なのではと思うのです。同じ財政危機を将来しない為にも。

4. 文京区議会と区民会議との関係について

言うまでもなく、行政が議会に対して影響力を及ぼす事は「三権分立」からして出来ませんし、やっては成らない事です。しかし、区民住民が立法機関である議会に対して物事を言う事は当然の権利である事は余りにも当然な事です。

区民会議は、形式的には区民の代表の集まりとさえ言えるわけですが、その区民会議が区議会に対して遠慮がちにとも思える対応はどうした事でしょう。何を勘違いしているのでしょうか。「中間のまとめ」で区民には本文書で「区民の責務」を求めながら区議会には、「議会の自律性などを考慮し『参考意見』としてまとめることとしました」としております。議会とは関係なく区民会議独自で議会、議員の在り方などについての考えを「参考意見」などと言わずに記述すべきではないでしょうか。更に、議会に対して、議会の考えや意見を提出させて掲載すべきです。その事により区民会議と議会との考え方の相違が浮き彫りとなり、その後の憲章策定に有効に作用するものと私は思います。

文京区議会では、地方分権・自治制度調査特別委員会を設置しており、16年2月24日には、区民憲章について議論がされているのです。だいたい区議会に対して失礼ではありませんか。「参考意見」とする事は。

5. 「成熟社会」について

本文書2ページに「(1) 社会の成熟化」という項目があります。その中で、ア.人口構造の急激な変化 イ.経済面でも行政運営の面でも非常に大きな変化をもたらす。 ウ.開発型社会の終焉 エ.ハ - ド中心からソフト中心の街づくり オ.経済の低成長時代を迎えた。 カ.住民の価値観の多様化などと述べておりますが、それは「成熟社会」を目指す上での避けては通れないプロセスを述べているに過ぎないと思います。そこで私が聞きたいのは、その「成熟社会」とはどのような社会を言うのか具体的に知りたいのです。この項の終り部分に「成熟社会にふさわしい新しい自治体運営が必要となっています。」となっています。どんな社会が「成熟社会」なのか分からないのでは、「新しい自治体運営」の方法への対応のしようがありません。屁理屈などと言わないで下さいね。私は大変重要な事と認識をしています。

その「成熟社会」が文京区民が望んで居るものなのか、そうではないのかを知る事は最も大切な事なのです。

終りにあたって

どんな立派な法律や条例でも「それを運営する人々に寄ってねじ曲げられたり、無視されたりする場合」が多く散見され、誠に残念至極と言わざるを得ません。具体的な事例を述べましょう。

真砂町会内の水道局跡地の購入業者が「桜を伐採し、生活道路を廃道とした」トラブルでの文京区の対応です。（詳しくは、文京区役所・都市計画部・計画調整課にお聞きください。テレビや新聞で報道されております。）文京区には「みどりの保護条例」が在ります。その第3条に「区長は、都市における自然の重要性を認識し、区民及び事業者と共に、あらゆる施策を通じて、みどりの保護と育成に努めなければ成らない。」となっております。にも拘らず、文京区は提出の書類に不備が無く、法律に違反しないとして業者の建築を許可したのです。あまつさえ、40年以上も使用している生活道路の廃道を許可したのです。住民の生活と、みどり保護条例の趣旨を考慮すれば別の措置があったのではと悔やまれてなりません。文京区行政が区長が「あらゆる施策を通じて、みどりの保護と育成に努めた」とのカケラさえ、何処にも見当たりません。このトラブルは未だ延長しております。

区民会議のメンバー - の中のNPO(自然保護を主たる仕事とている模様)からの推薦メンバー - とと思われる方が上記のトラブルを知りませんでした。その方の事務所から1キロも離れていない場所の事案でもあったので、あえて記述しました。

このように区民会議のメンバー - は、文京区区民憲章という区民の生活に密着した非常に大切で重要な条例(案)の策定をしている割には、文京区の実態を把握していないのではないのかと疑問を持たざるを得ないので。勿論、隅から隅まで実態を把握せよと言うものではありません。少なくとも町会ごとの問題点は承知をする努力はすべきではないかと思うのです。

このように考えますと16年7月頃に「文の京の区民憲章」の最終的な報告をする事は、その内容に無理が生じる可能性があり、もっと時間を要して結論を先に延ばすべきだと私は思います。議論が煮詰まっていないうからです。区民への説明会にしたところで、9回の予定で4月24日迄に一回平均約10名の出席で、9回で100名にも成らないのではと心配をしております。文京区の人口約175,000人からして余りにも少なく、住民の「区民憲章」への意識付けと啓蒙が先ず必要なのではないでしょうか。更に言えば、「区民会議」の議論も全体会議が8回で2回の小委員会と言う事ですが、私から言わせて頂ければ、決して議論が尽くされたとは言にくい回数ではあります。

このような事からも議論を継続し、更によりよい区民憲章とするように意見を申し述べます。

この文章は、新聞・ミニコミ誌・週刊誌・雑誌・テレビ・インタ - ネットなどのメディアを通じて活用する場合がありますからご承知おき下さい。また、「区民会議」のメンバー - に直接、ご意見を求める事も検討中ですが、その際は何卒、ご協力をお願い致します。区役所は「意見等は公開が原則」との事ですから私もそれに習う事としました。以上です。

4004

・区民憲章についての意見

歴史と文化の町文京の憲章を作ることに、ご尽力いただきありがとうございます。二、三気になる点をご検討ください。

この憲章を作ったのはどんなメンバーですか。その方たちは、どのようにして選ばれたのですか。お答えください。

協働・協治という単語、工夫した造語でしょうが、裏返して考えると区の姿勢がはっきりしていないと受け止められかねないかと危惧します。更に『事業者』との協働、協治とは行政と事業者の結託、癒着を連想させる言葉ですから、是非避けるべきだと思います。

区は区民との協力はあるでしょうが、『事業者』に対しては、なるべく安く、なるべくよい仕事をと言う姿勢を示すのは区の事業運営として当然のことです。

3の(4)の事業者の権利とは何でしょう。企業経営をする事業者の権利を文京区が憲章で保護・保証する必要がありますか。

区民の権利はあっても事業者の権利に言及する必要は無く、この条項は削除すべきです。

区の財政は、シビックセンター、介護施設等、過去の建造物の維持費、職員の人件費で赤字ですよ。

| | |
|------|--|
| | <p>単年度会計で赤字を出さない、借金をしない、等、健全な財政運営のための約束を盛り込んでください。美辞麗句を並べても赤字、借金垂れ流しでは区民に将来はありません。少子高齢化社会は更に進みます。区職員、区議は区民数の何%以内と定義つけるくらいの意気込みが無いと健全な区政は望めないのではないのでしょうか。</p> <p>シビックセンターは近代建築ですが、その中で働いている区の職員の仕事は電算化もされず、戸籍、住民票の移動なども手作業で驚くほどの時間がかかって区民鬱鬱を買っていることを区長、憲章の作成者はご存知でしょうか。窓口の区職員も非近代化を恥じているようです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・・・他地区からの戸籍、住民票の移動に一週間以上掛かり、仕事をしながら医師、保健婦、などの免許の移動申請（二週間以内と規定されている）に、支障をきたしている。 ・・・図書館などでの戸籍抄本の取得は区役所から自宅への郵送と言うことで日数と80円がかかります。どんな場合にいくらかかるのかは、表示されていません。 <p>保育園などの民間委託、民営化も検討のようですが区職員の給与の見直しはされるのでしょうか。区職員の実質賃金の例を公表できますか。民間の二倍ではないですか。それらをオブラートに包み、憲章という美辞麗句を並べてもこれは区民のための憲章ではなく区長と区職員のための自己保身の憲章とみなされてしまいますよ。</p> |
| 5012 | ・条例は法律の範囲内で執行するものであり、以前策定した景観条例のときも、業者が法律の範囲で行ったものは規制できないといわれた。実効性の観点から、宣言条例と同じではないか。 |
| 5081 | ・自治基本条例の制定状況は（23区、都下、東京都） |
| 5082 | ・ガバナンスとは何か、「統治」ではないのか。カタカナを使うべきではない。 |
| 5083 | ・憲法というが、法的拘束力はあるのか。 |
| 5085 | ・区民憲章によって、環境や景観の保護が図れるのか。 |
| 5091 | ・多様な主体が地域を担うというのは、行革プラント同じ考え方ではないのか。 |
| 5092 | ・義務規定などの法的なことを説明してほしい。 |
| 5131 | ・自治基本条例ができると、区立幼稚園運営に何か影響があるのか。 |
| 5132 | ・区の憲法とのことだが、実効性はあるのか。 |